



特に若年労働力が急激に減少をしていく、こういうことにどう対処するかという考え方がある一つあります。さらにこれと関連をいたしますけれども、わが国の平均寿命の延び、この中で雇用問題としてこれらを考える場合には、労働人口それ自体が高齢化していく、こういう事態の中で必要な技能労働力を他の労働力というものをどう確保していくか、そのためにはどうしなければならないのかということからこの雇用対策法を必要とする、こういうことを述べておるようあります。

## 〔委員長退席、澁谷委員長代理着席〕

さらに技術革新に伴うところの技能労働力が今日非常に不足をしておる。将来この補充といふものについて国としてどう対処するかといふことから、どうしても総合的な見地に立つて雇用問題というものを考えなければならない、こういうような分析のしかたに立つてこの雇用対策法を提案をしているのでありますけれども、客観的に見れば、この政府の分析といふものはやはり正しいといふふうに私は思います。どうにかしなければならないという事態に逢着をしているということは明らかであると思います。しかし、先ほど申し上げましたような幾つかの予測される問題の中であつて、労働力といふものが非常に不足をするであろう、あるいは労働力全体が高齢化していくであろう、こういうような事柄は人為的にはどうにもなし得ない問題と見なければならぬと思う。

そこで、この予測し得るところの将来の雇用の問題に対して、どう対処をするかといふことの中で、根本的な重要な事柄は、希少価値化していく労働力を、その根源である労働者保護の見地に立つて雇用の問題を扱っていく、そういう姿勢に立つか、それともまた、経済の発展、特に今日までのわれわれの理解によりますと、資本の恣意のままに日本の経済がこういう状態になってきておる、資本に奉仕をしていくといふ結果を招来するようなことを顧みないで、雇用の問題を考えていかく、この二つの考え方がこれから雇用問題に

ついての非常に重要な分かれ目に立つだらうと私は考えます。そこで、もし後者の行き方、言い方をすると、資本の利潤追求、そういうような方向に合致せしむるためにこの雇用問題を国家的な総合的な見地から検討するということに結果づけられるとしますならば、これは非常に大きな問題になる。言いかえると、労働力を国家が統制をして、資本にこれを従属せしむる、こういう結果を招来しかねない。こういうふうになつたとするならば、これは完全雇用どころか大きな問題をはらんだ——雇用というものがかりに成り立つていてしましても、内容的には非常に大きな問題を包含するということを結果づけるのではないいかといふふうに私は考えます。そこで、私どもの理解では、今日までの日本の雇用問題に対する考え方といふものは、政府全体としてきわめてこれを軽視しておつたきらいあり、今日までの状態の中ではそういう風潮、そういうような考え方方が意識してあるうとなからうと肯定をされておつたと思ひます。将来のことを考えてまいりますと、いままでのような考え方では、とうてい対処することはでき得ない。それだけ労働力が従来は豊富であったわけですけれども、この豊富な労働力、そして低廉な労働賃金、こういうものにたよつて今までの日本の経済が発展をしてきたと一般にいわれる、私どもはそういうふうに考えておる。しかし将来はそういうような考え方方は許されない。労働力が希少な価値、そういうものになりつづける。ですから、今度の雇用対策法の中で、特に政府の根本的なものの考え方として、労働力といふものを大事にし、その根源であるところの労働者保護の見地に立つてこの雇用対策法といふのを考へようとするのか、あるいは從來見られますように、経済政策に従属する、そういう状態の中でも、国が希少価値化していくところの労働力を、その根源である労働者保護の見地に立つて雇用の問題を扱っていく、そういうことになりますと、当然にして現在問題になつてゐる多くの不安定雇用の問題、あるいは賃金の問題、失

いてひとつ明確な態度を示してもらいたいと思うのです。

## ○小平国務大臣

今後の雇用対策の進め方に於ての心がまえという点だと思いますが、先生のお話の中にもありましたように、政府といつてしまつて、もちろんこの労働者の立場、その保護、それが社会的な経済的な地位の向上、こういうことを目ざしておりまして、本法がねらいとしておられますところもいま申しますとおりでございます。このことは、この法案の第一条におきましては、明らか冒頭にうたつておるところでございまして、先生のお話の中にありました労働が資本のいわば従属性の立場である、そういったような考えは毛頭ないわけでございます。このことは、さらに申しますならば、今日の労働市場の状況なり、あるいは予見される事情なり、そればかりであります。このことは、さういう形に立つてそういう方針に沿つて、これが再確認をしたいと思いますけれども、従来のよ

うな雇用問題に対する対処策でなくして、あるいは従来の雇用問題に対する各方面からの批判といふもの解消をして、労働者保護、完全雇用、このう形に立つてそういう方針に沿つて、これが再確認をしていただきたい、こう思うのであります。このう形をとるようなことはしない、こういうことはひとつ明確にしていただきたい、こう思うのですけれども、いかがですか。

## ○小平国務大臣

私どもの考え方と全く同じなのでありますけれども、先生のお考へと全く同じなのであります。さきにも申しましたとおり、確かに労働市場の現状なりあるいは将来の予見される姿等からいたしまして、これに対処する方策を総合的に行なう必要があるということはもちろんでございますが、しかし、さらにさかのぼれば、何と申しましても、労働者の持てる能力といふものを十分に發揮してもらひ、またそれを経済的、社会的な地位を向上させる、こういうことができるような環境をあらう。そこで、この雇用対策法といふのを提案をしていく、こういうことになりますと、当然にして現在問題になつてゐる多くの不安定雇用の問題、あるいは賃金の問題、失業問題にからまる諸問題、こういった問題を向きてこれを解消し、その対策を確立をしていく、そういう対策が積極的に行なわれて初めていいまほ大臣の答弁は生きてくるというふうに思ひます

れば、この雇用政策というものは経済政策などのいわば従属と申しますが、あるいは少なくとも副次的に考えられた面も私は全然ないとは申しかねると思うのであります。今後はこの法案にもうたつておりますとおり、雇用対策の基本計画といふようなものと、あるいは経済計画というようなものとはお互いに相調和していくべきものであります、こういうことも明確にいたしておるわけあります。

そういう点で雇用政策全体に対する政府の一体としての施策、こういうものを今後はやつておこう、こういうことですから、雇用政策自体のいわば政治あるいは行政の面における位置といふものもいままでよりは非常にレベルアップされいく。これは当然なことであります。そういうことも今度の法案で明確にできる。こういふふうに私は考へておるわけであります。

○吉村委員 それでお尋ねをしたいのですけれども、労働大臣の官房労働統計調査部で発行しておられますところの「労働経済指標」百二十六号によると、現在の労働経済の状況が数字の上で相当詳細に分析をされておるわけです。ここで明らかにされておりますのは満十五歳以上の労働人口は四十年の一月現在で七千三百七十一万、このうち労働人口として把握されているのが四千六百八万、うち就業者人口は四千五百五十五万、完全失業者五十三万、こういうふうになつております。一方、失業保険の受給人員の項を見てまいりますと、七十万四千人の受給実人員が同じ四十一年の一月現在でおる、こういうことになつてゐるのであります。この完全失業者という問題とそれから失業保険の受給実人員はどういう関連を持つておられるのか、こういうふうに私としては疑問を持たざるを得ない。ここで言つところの完全失業者といふのは、失業保険の受給実人員一般的の

七十一万四千人の中に包含をされている人数のかどうかということについて、ひとつ事務当局のほうから明らかにしていただきたい。

○有馬政府委員 冒頭に御指摘の、完全失業者の数の中に失業保険の受給者を包含しているかどうか

かという御質問だったと思ひますが、それは包含しているものもある。ただ、この完全失業者の定義が、御承知のように、月末一週間ににおける期間に一時間以上就業したことがない、なおかつ就業が下されておりますので、包含はしますが、必ずしも失業保険の受給者と範囲が一致しない、こういう関係に相なると思います。

○吉村委員 その次にお尋ねをしたいのは、日雇い失業の受給実人員が同じ本年の一月で二十七万五千人、こういうことになつております。この二十七万五千人と完全失業者の五十三万人は前と同じような説明と理解していいのですか。

○有馬政府委員 これも先ほどの関係と同じでございまして、月末一週間ににおける一時間の就業の有無ということで完全失業者がどうかということがきまるわけでございますが、たまたま日雇い雇用の形態をとつておるものの中でもそういう定義に該当するものが出来ばこの完全失業者の中へダブつて計算されるわけでございます。

○吉村委員 ただ明確な事柄は、失業保険の受給実人員の中で一般の失業受給者七十一万四千人と日雇い失業の受給者実人員二十七万五千人の両者がダブるということはないはずですね。

○有馬政府委員 これは一般と日雇いと別建にてなつておりますのでダブる関係にはなりません。

○吉村委員 そこでお尋ねをしたいのは、失業保険受給者は一般、日雇いを問わずこれは失業者と認定をされているわけですから、いわゆる失業者と

いう理解に立つてよろしいですか。

○吉村委員 勞働省の厳格な認定を得た上でそれが現在職業がない、就職の希望はあってもいる健康であつても就職の機会が与えられないなど申し上げました完全失業者ではない、必ずしも完全失業者にはならない、こういう関係でござります。

○吉村委員 勞働省の厳格な認定を得た上でそれが現在職業がない、就職の希望はあってもいる

健康であつても就職の機会が与えられないなど申し上げました完全失業者ではない、必ずしも完全失業者の定義のしかたは日本政府は獨得の定義のしか

たをしておりますから、完全失業者ではないとしても失業者であることには変わりはない、こ

ういうふうに一般的に理解できると思うのですが、それでよろしいですか。

○有馬政府委員 そのとおりでございます。

○吉村委員 わが国の雇用の状況がどういうふうになつておられるのかということをこの労働経済指標は数字で相当詳細に分析しておるのでけれども、ここで私が問題にしたいと思ひますのは、失業率というものが日本の場合には非常に少ない。

これは先進諸国との比較をしまして日本の場合にはきわめて低いというふうに考えられますけれども、外國の場合は一体どのくらいの数字になつておるか、二、三例をあげて示していただきたい。

○有馬政府委員 日本の場合は御承知のように四十年度は平均で〇・八%の失業率でございますが、アメリカはこれに対しまして同じ四十年で失業率が四・六%でござります。

六%、それから西ドイツ、これはちょっと時点がずれますが、四十年六月時点では〇・四%、これは非常に低い失業率でございます。イタリアが、同じく四十年の七月でござりますが三・五%で非常に高い失業率でござります。さらにはイギリスは、四十年の七月でござりますが一・三%という失業率でござります。

○吉村委員 西独を除きましてわが国の失業率といふものは非常に低い、こういうことになるの

であります。日本の労働者が、あるいは日本の国民が今日の日本の雇用の状況を考えてみて、諸外国よりも失業率が低いといふうに一般的に認識をしている人は私は非常に少ないだらう

と思うのであります。これはファクターのとり方によつて異なるてくる問題ですから、当然完全失業者といふものの把握のしかた、定義のしかたといふものに関連をしてくると思います。しかし私はここで少くとも常識的に受け入れられる事柄と

いうのは、日雇い、一般を問わず失業保険の受給者といふものは当然してこれは失業者でなくしてはならない、失業者と考えるしかないのではないか。この失業者と労働人口との関連の中で失業率を出すといつてこれが一般的に普遍的に妥当性を持つのではないかというふうに考えられますけれども、特に完全失業者と労働人口との関連の中だけでの失業率をはじき出しているという根拠は

体何なのかなを明らかにしてもらいたい。

○有馬政府委員 完全失業者の定義はこれは国際的に確立いたしておりますので、私どもわが国の失業情勢を見る場合には必ずしも完全失業者の失業率でもつて失業情勢の判断を下すつもりはないでございます。これも大きな判断資料ではございませんが、御指摘のよう失業保険の受給率といふものも失業情勢を判断する一つの大きな指標といふふうに私どもは考えて、必ずしも厳格な意味の完全失業者の失業率のみで情勢を判断するといふことはしないつもりでございます。

○吉村委員 おそらく国際労働機構すなわちILOに對しまして日本の雇用の状況といふものは報告をしておるだらうと思うのです。そういう観点から考えますと、国際的に見まするならば、この資料がこのまま報告になつて、それを国際労働機構のほうでは日本の失業率といふものはきわめて低い、こういう認識に立つておるだらうと思ひます。この点ははどういう報告をなされておるのか、これをひとつ明らかにしてもらいたい。

○吉村委員 ILO等の国際機関には完全失業者の失業率とそれから失業保険の受給率と両方報告いたしております。

○吉村委員 今後の雇用対策を議論し、あるいはその中から正しい方策を見つけ出していくために

は、日本の雇用状況あるいは就業の内容といふものを国民的な立場から全体を把握するということ

が一番大切だらうと思うのです。ことさらに数字の上で失業率がきわめて低いというだけを発表し

ておつて必ずしも正しい対策が立つものではな

い。いま明らかにされましたように、日本の失業率といふものは諸外国と比較をしましても非常に低い状態にある。それが一体日本の国民あるいは心ある人たちの間で、そういう状態にあるのかどうかということに対して疑問を持つておる。いま労働省当局ですらも、完全失業者を対象とするところの失業率の問題については、必ずしも妥当性を持つているとは考えない、こういう趣旨の答弁がありましたけれども、そういうような事柄につきましては、もつと国民が今日の日本の雇用状態というものを正しく把握できるよう、わかるよう統計等も収録をされる必要があるのではないか、こう私は思うのです。失業保険の受給者が、合計いたしますると、約百万になる。日雇いと一般失保のほうで九十八万、大体百万になります。これらの人たちは、何と旅券をされましても、この失保受給者として認定し、失業者として国民が理解をするのは当然だろと私は思うのです。ですから、失業率を出す場合につきましても、この失保の受給者という数字をもとにすると、いとくらいはぜひともしてもらわなければいけないのではないか。それを、失業率の出し方については完全失業者を対象として出す、それから失業保険の受給者は受給者として別な角度からとらえて発表している。こういうことでは私は問題の本質をそらさせる、そういう意図がないとしてもあるように考えられてもしようがない。こういう点についてもはもっと理解し得る、納得し得る統計といふものを作出してもうよう必要をしておきたいと思いますけれども、この点は一体将来そのようになされますかどうか、明らかにしてもらいたい。

「労働経済指標」によりますと、従業上の地位別就業者数、この分布状態が出ておるわけですけれども、この中で、どういうふうに分布されるかということが、四十一年の一月では、農林の自営業主が三百五十九万、同じく農林業の家族の従業者数が四百七十八万、農林業の雇用者数三十三万、非農林業の自営業主五百四十九万、家族の従業者三百十四万、雇用者のうちで常時雇用が二千五百二十三万、臨時が百六十八万、日雇い百一十七万、こういうふうに出ております。この農林と非農林の就業者人口といふものの合計が四千五百五十一万人、こういうふうになりますと、労働力人口の四千五百五十五万人とほぼ見合う数字のようでござりますけれども、ここで労働者の見解をお尋ねしておきたいのは、このように農林、非農林に分布されているところのそれぞれの従業者、これららの合計数の四千五百五十五万人といふのは安定した就業者、そういう人たちといふふうに把握をされているのか、そういうふうに考えられていいのかどうか、その理解のしかたをひとつお尋ねをしておきたいと思う。

うふうに理解せざるを得ないといつ趣旨の答弁でありますけれども、さらに引き続いてお尋ねしたいのは、この経済指標の中で「非労働力人口」という欄がございます。同じ四十一年一月現在で、その数は二千七百五十九万人、こういうふうになりますが、この二千七百五十九万人の構成といいますか、この中には年齢的に在学中の者もあるでしょうし、いろいろ分布をしておると思いますけれども、この二千七百五十九万人のうち雇用対策の対象になる人数は、労働省としては一体どのくらい把握をされておるのか、明らかにしてもらいたい。

○有馬政府委員 この非労働力人口の二千七百五十九万人とというのは、御指摘のように家庭の主婦あるいは学生あるいは年齢その他で、労働戦線から引退された方々、これが込みになつて入つておるわけでありますて、これをいま内訳別にね示しすることはちょっとできかねます。この非労働力人口のうち就業希望者という欄が次にござりますが、ここに四十六万とか四十万とかいう数字がござります。この数字がさしあたり私どもとしては、就職といいますか、雇用対策の対象に当面考えなければならないものとしてあがつてくる数字でござります。

○吉村委員 そうしますと、この二千七百五十九万人の構成は、いま局長言われたように種々たくさん要素が入つておる方々だということは理解できます。そのうちの雇用対策上の対象として当面考えていく数字というのは四十六万人といふことでありますけれども、そういう少ない数字で間違はないですか。

○有馬政府委員 いまの四十六万人というのは、この非労働力人口のうちという限定があるわけであります、そのほかに先ほど御指摘の完全失業者の問題あるいは失業保険受給中の問題、さらになんか就業の問題、いろいろあるわけでござります。これだけの数字を対象にして考へているわけではもちろんございません。

○吉村委員 ですから、この非労働力人口のうち

の非求職の就業希望者四十六万人を対象とする、  
こういう意味でしよう。私の質問いたしておられますのは、二千七百五十九万人の非労働力人口があり、これらの人団構成は非常に多岐にわたつてゐるということについては同じ理解に立つことがで  
きるわけですよ。それは、家庭内の主婦あるいは学生等々たくさんおるだらうと思ひますから、これを全部その雇用対策上の対象人数というわけにはもちろんいかないことはわかります。わからま  
すけれども、その中の四十六万人という数字だけでは非常に少ない数字ではございませんかといふことをお尋ねしておるわけです。間違ひないです  
か、これは。

○有馬府政委員 先ほどの非労働力人口の内訳が出ておりますので、二千七百五十九万人の内訳としまして、家事が千三百十八万人、通学が八百一十七万人、老齢、病氣四百七十六万人、その他百三十八万人、こういう数字がござります。このうちちに、本人が就業を希望しておる者が四十六万人と  
いう数字があります。ただ、これは非求職といふことで、安定所にあがつてきておりませんけれども、もちろんこれは広い意味の雇用対策の対象に  
考えなければならない当面の数字でございま  
すが、この四十六万人という数字だけではなくて、先ほどの不完全就業の問題も、完全失業の問題も、失業保険の受給中の問題も、いろいろござ  
りますので、これだけが対策の対象になる数字ではないということを申し上げたわけでございます。  
○吉村委員 それならば大体わかりました。そ  
の、家事と、いうふうに分析されている数字の中でも、もちろんこれは就職の機会があれば、職場があ  
れば働きたいという人たちが非常に数多くいるはずだと私は思います。ただ、そういう希望がかなえ  
られないにない今日の経済情勢、政治情勢なので、やむを得ず家事に閉じこもつておる御婦人も数多くいるだらうと思いますから、そういうようなと

はさらにこの内容の分析あるいは当事者の意向について詳細な分析をされた上で、この雇用対策を樹立する対象人員の中に包含する人数を把握するようにしてもらいたい、こう思います。

そこで、お尋ねをしたいのは、この非労働力人口二千七百五十九万人の中には、いわゆる潜在失業者も含まれているというふうに理解していいかどうか。

は、労働省が從来からやっておるところの意識調査を重点にした数字、こういうことになるだろ  
査を重点にした数字、こういうことになるだろ  
と思います。

結論に相なりましたので、私どもとしましては、先ほど申しました意識面からする調査資料をもとに、いたしながら、さらに比較的所得の低い階層の動きについて十分関心を払いながら雇用対策を開いていこう、こういうふうな考え方で今後進めてまいりたいと思うわけでございます。

○吉村委員 そうしますると、この当時の大橋労働大臣の言明というのは、いまだにその統一的な見解というものは出ない、こういうふうに理解をしてよろしいですか。

○有馬政府委員 雇用審議会では先ほど申しました

かと私は記憶をいたしております。両者の間に大体倍以上の開きがある。こういうことでございましたので、このままではわが国の雇用対策といふものは方向がない、どれを対象にするかという正しい対策が生まれれてこない、こういう点でたゞ議論をいたしまして、雇用審議会の考え方方に立ったところの潜在失業者の把握のしかたが正しいのか、あるいは労働省が從来やっている、現在やっているような意識面を中心とするところの把握のしかたが正しいのか、この点については、兩者の見解を統一をして事に対処をしていきたいといふのが、大橋元労働大臣の言明であつたわけです。このことが明らかにされ、このことについての見解の統一、その統一された見解に基づいての潜在失業者の数の把握、こういうものがなされない今まで正しい雇用対策は確立され得ない、私はこういうふうに考えざるを得ないのでありますけれども、この点は一体、雇用対策をこれから国のかつて二つに分けておつて、二つに分けて、いま

政策として総合的にやるべきこととして、私はこの雇用対策法を提案されておるその責任者である労働大臣として、この潜在失業者の問題についてどういうふうに把握をしながら対処をしていくことをするのか。あるいは今日までの大橋元労働大臣の言明、その後の作業の進捗の状況、こういったものから見て、私は政府の誠意というものをきわめて疑わざるを得ない。そればかりではなくて、今後正しい意味での雇用対策というものを樹立し得なものではないか、こういうふうに考えますけれども、大臣の所見のほどをひとつお伺いをしておきたい。

○有馬政府委員 これは先生とも当委員会においていろいろと議論をした経緯がござりますが、私もどもいたしましては、不完全就業者の定義についてお聞きして、意識面から見た不完全就業者を把握いたしております。これは御承知のように昭和三十一年から三年おきに就業構造基本調査によりまして把握をいたしておりますが、三十一年七月には二百七十八万人ありましたものが、昨年の四十年七月には百八十四万人に減っております。この減り方を見ましても就業状態が経済成長と相まって相当改善されてきているという傾向は理解できると思ひます。

○吉村委員 この潜在失業者の数をどうとらえるかということによつて雇用政策というものは根本的に変わつてくるだらうと私は思ひます。

して、私どもは総理府の雇用審議会でこの問題を御審議いたしましたが、審議会におきましては、特別の部会を持ちまして不完全就業者の検討をいたしたのでございますが、計測の方法につきまして、意識面から見た不完全就業者の把握の仕方は三十一年以来確立いたしておりますが、所得面その他のから見る不完全就業者の計測につきましては、雇用審議会としましては時系列的に一定の所得水準を定めることは、現状においてなかなか困難であるというふうな結論を出されました。御指摘のように、三十四年当時におきましては、所得面から推定把握をした数字が六百八十七万という膨大な数字が出ておりますが、これを今日の時点に当てはめまして一定の推測基準を設けて測定をすることは非常に困難だということと、審議会としても決定的な結論が出ていないのでござります。私どもとしましては、できるだけ御指摘

にして、それで今後の雇用対策というものを進めたいこう、こういうふうに考えているというふうに理解してよろしいですね。

○小平国務大臣 大橋労働大臣の当時、雇用審議会で不完全就業あるいは潜在失業者の定義というようなものをきめてもらおうといだしたわけありますが、それが審議会においても結論が出来なかつた、こういう状況は先ほど局長からお話を申し上げたとおりであります。

そこで、一般的に不完全就業であるとか、潜在失業であるとか、こう申されますが、どういうことを基準にしてそれをとらえるかという問題が当

第一類第七号　社会労働委員会議録第三十六号

昭和四十二年五月二十四日

然あるわけであります。したがって、そのとらえ方によつてはその数も非常に違つてくる、こういふ実情だと思いますが、私はそのどちらが正しいのだ、こういうふうに一方的にきめるということとが、それがまた正しいかどうかという、率直に申しますか、その基準が二つなり三つなりあります。して実は疑問も持つわけであります。こういう基準でとらえればかくかくなる、こういう基準でとらえればかくかくなると、私は必要に応じて申しますか、その基準が二つなり三つなりあります。でも、別段そのこと 자체は差しつかえないのじやないか、ただ要するに、意識面にせよ、あるいは生活面にせよ、いずれにしても本人が満足をしない状況に置かれておる、こういうことであろうと思ひますから。もちろん労働省がとらえておる意識面という上からとらえるにいたしましても、それだけを対象にして雇用対策を考えるということはいかがか。本人は満足をいたしておるかもしらぬが、あるいは生活面ではこれは不十分だといふ場合もありましようし、そういうものはもちろん重点的に対策の対象として考へていかなければならぬでしよう。ですから全般的に意識面からもあるいは生活面からもどちらから考へても不満だ、不満を持っているというような人は当然にこれは雇用対策の対象になるべきものだろう、かようには私は考へております。

て雇用審議会のほうも、あるいは政府の労働省のほうも、こういう見解に立つて日本の潜在失業者については把握をする。その把握をした結果はこれの人数である。これの人数を完全な意味での正しい就業状態にしていかなければならぬ、それが雇用政策の一環でしょう。そのほかにももちろん不完全な就業の状態もあるあります。しょうけれども、この潜在失業者の問題というのは、雇用政策の立案、あるいは策定にあたってきわめて重要なファクターになることだけは明らかだと思うのです。本人が満足をしていないものはすべて雇用対策の対象になります、そういうことで一体正しいほんとうの具体的な雇用対策が確立されるともし労働大臣が考へているとするならば、これはあまりにも過過ぎる、こういうふうに言わざるを得ないのですが、もつと具体的にこの政策を樹立し、これを実施していくとするのですから、抽象的な事柄で事が済む問題ではないと思う。もう少しその点は、責任ある態度を明らかにしてもらわなければ、雇用対策法そのものは、単に文字のみに終わってしまう、こういうことになりかねないと思いますから、その点はひとつ考え方直した上で明確な態度を明らかにしてもらいたい、こう思います。

○小平国務大臣 雇用対策を立てるについても、私は、やはりそのとき、そのときによつて対象といふものも動いてくる点があると思うのです。ですから、まず、当面どういうものを対象にして雇用対策を打ち立てるか、その際において不完全就業者あるいは潜在失業者というものはどういう基準でとらえるか、こういう問題がもちろん問題になるわけですから、それについては雇用審議会で、今まで結論が出来ませんでしたが、さらに今後御検討願つて、まず、当面ということばが適当かどうか知りませんが、この法案ができた上で雇用対策を立てる場合に、どういう基準でとらえられた潜在失業者幾らを、当然基準ができれば数量もきまつてしましようから、それを対象にしてやるべきだということについての審議会の御検討を願つて、その上でこの対策を立てたい、かように考えております。

はそういう問題にしないと思ひます。半體省の調査によつても、現在少なくなつたとはいゝながら、いまだに百八十四万人おる。意識面の調査だけでこれだけおるのであります。もし算術計算的な、雇用審議会が三十四年当時のあの答申の中で述べられてゐる潜在失業者の把握のしかたに立つてとらえていくとしますならば、おそらくこの数字は四百万以上になつてゐるだらう。しかしこれは経済の変移なりあるいは国民生活の変動、こういうものもあるから正確には申し上げられません。しかし、とらえる方向が違うわけですから、数字は相当異なつて出てくる、こういうふうに考へられるわけです。したがつて、わが国の雇用対策を樹立していくにあたつて、最も大きな役割を果たすであろうところの労働省という行政官庁及び政府の諮問機関であるところの雇用審議会、この二つがそれぞれ異なる把握のしかたをする、それを放置していくのが、こういうものだという理解に立つのだと見ておいたのではほんとうの意味での雇用対策といふものは生まれてこないはずだ、だからこの点は十分討議をした上で、わが国の潜在失業者といふものはこういうものだという理解に立つのだと見解統一だけはしてもらわなければ、それは雇用対策といふものが樹立されない、こういうことになつてくるだらうと思ひますから、私は再三この点は強調をしてまいりました。

ところが、これは私が言い出した問題ではなくて、実は、古くは昭和二十七年ごろからだいぶ問題になつて、そして三十四年の例の完全雇用に関する答申の中で詳細に雇用審議会のほうからこの問題が述べられたという経緯を持つてゐる。それからだけでもうすでに約七年にならうとしているにもかかわらず、問題が複雑であり困難であるということで、これが放置されたままに雇用対策法なるものを出すということは、私はどうも誠意があるというふうには考へられない、あるいはこの雇用問題をほんとうに労働者保護の見地からやっていく、そういう対策というふうには考へられない、こういうふうに言わざるを得ないと思ひます。しかも国会の中では多くの問題はあります

けれども、両者の見解の統一をするようにします。こういう声明がなされてからすでに二年を過ぎて、いるわけです。そこでまだその統一ができるないといふ状態のままで、しかも雇用対策法を出すといふことについては私はどうも納得しがたい、どう

○有馬政府委員 二年間がかつて雇用審議会で十分検討をされたのでございますが、この段階においては、残念ながら結論が出なかつた。しかしながら、この雇用対策法が成立いたしますならば、この法律にも書いてありますように、不安定雇用状態の是正ということが大きな施策の内容になつておりますので、再度われわれとしましては、この問題について雇用審議会で——どうせこれは詰問いたしますので、ぜひ審議会としての明確な見解を確立していくただきたい、かように考えるのでございます。

何とかねむかれてこの問題の検討をしていただいたというお話をありますけれども、では、潜在在失業者の問題について雇用審議会で議論をされたというのは何回くらいありますか。労働省のほうではどういうう諮問をいたしましたか。――ですから局長、私が申し上げたいのは、そういうことで、委員会のつどあるいは言いのがれができるかもしれませんよ。しかし、私の知る限りでは、雇用対策法というものを今回政府が提案をするのにあたって、雇用審議会のほうでは第二部会というものを特に設置をして、それで潜在在失業者の問題を取り扱ったという経緯は私は承知をしております。しかし、その中で一体、今まで問題になつておりましたところの潜在在失業者の把握についての労働省の見解と雇用審議会の見解の統一という方向への努力、そのための検討というものがなされたかどうかということについては私は疑問なしとしない。これは、国会における大臣の答弁というものが生かされていないということを問題にせざるを得ないのです。いま答申として出されているこの第二部会の内容を読んでみましても、單に潜在在失業者の把握というものについ

では非常に問題がある、非常に困難だということだけに大体とどまつておるわけです。重要な問題であるけれどもその把握は非常に困難だということを言つておるのです。ですから、雇用対策法を提案をするのにはたりましては、まず、いまの日本で雇用上問題になつておる潜在失業者の問題とか、これから触れていきたいと思つております不安定の雇用状態の問題とか、こういうものを解決するために政府はどういう努力をしているのか。そして、この誠意の上に立つて将来の展望といふものを初めて明らかにすることができる。あるいはそのことを初めて信用することができるようになる。ところが、問題をそのままにしておいて、そしてこれも、将来同じ努力を払つてやつてしまふといふ答弁だけでは、どうも政府の態度といふものはそのつど式であつて、雇用問題についての一貫性といいますか、ほんとうの意味での誠意ある対策を立てようとする意欲というものが感じられない、ということを私は問題にしているのです。そういうふうなことをお聞きください。

私は常に申し上げておりますけれども、与党、野党の見解の違い、政策上の意見の違いがあつてゐる所が多い。しかし、政策対象となるものについて、はこれは一つにしておかなければならぬ。その政策対象を右に向けるか左に向けるかという、政策の相違といふものは生まれてくることがある。しかし、対象となるものは一つだという、そこだけはやはり明確にしておく必要があるだろうと思うのです。ですから、このことについて再三にわたりたつて強調しておるのあります、が、遺憾ながら今日まだその点が明らかにされていない。しかも、雇用対策法をこの国会で通過せしめようとしておる。だとしますならば、潜在失業者の問題はこの法案の中でも今後解決しなければならない、こういうのが政策対象になつておるのでありますから、少なくとも雇用審議会と政府の考え方といふものはどのくらいの数字という程度、ここらは把握をしてしかるべきであろう、こういうふうに私は思います。ですから、今度この雇用対策法が施行されるまでの間に、いま再三にわたりて局長が答弁されておるところのこの見解の統一、あるいは定義の統一とでもいいますか、そういうものについて意図の統一といふものがなされた上での初めて雇用対策法といふものが施行に移されいく、それまでの間に何らかの結論を出してもらわなければいけない、こういうふうに私は思いますが、それども、この点は大臣はいかがですか。

○小平国務大臣 先生の御主張は私にもよく理解できますから、御趣旨のほども十分審議会のほうにも伝えまして、本法が施行になるまでにぜひ統一的な見解ができますように労働省側から審議会のほうに十分まだお願ひをしてみたいと思います。

○吉村委員 それでは、このことは一応いまの大臣の答弁を了したいと思います。

労働省が今日まで行なってきた意識面を重点とすることから、この両者の見解の統一といいますか、潜在失業者といふものはどういうものであるかということについて見解の統一を、この雇用対策法が施行されるまでの間に出すように努力するという、そういう答弁については、今までの経緯を十分考慮をされた上でひとつ統一見解というものを出してもらおうようにこの際は要望しておきたいと思うのです。

その次にお尋ねをしたい事柄は、同じく政府の政治姿勢の問題でございますが、雇用審議会で第二号答申を出した。この第二号答申は、わが国の雇用政策上非常に多くの教訓、示唆。そういうものと与えていたる答申だというふうに私は思います。今日においてもこのことについては変わりはない。というふうに私は理解しておりますのであります。この中で指摘をされている幾つかの問題の中、たとえば労働時間の短縮の問題、あるいは雇用形態の改善の問題、あるいは最低労働基準の確保の問題、そしてまた正しい意味での最低賃金制の制定、実施。こういった問題、さらにいま私が問題にしました潜在失業者の問題、こういうことがついては当審議会の二号答申として、これこれらの問題を解消していかなければ完全雇用というものは実現されないということが述べられている。ところがその後七年の日月を経過をしておるのであります。が、遺憾ながらこの審議会の答申の趣旨といふものは生かされていない。こういう状態ではなかろうかと私は思います。ですからこういうことについては、どうも完全雇用というものを満たしていくために必要な施策として答申をされていいる事柄が何か軽視されて、そして実施に移されない。その状態のままでまた雇用対策法といふものになってしまっている。ここに実は現在労働者が政府の雇用対策法に対する不信、不満、こういうものを持つ最大の原因があると考えざるを得ない

し、私もまたそのように考へておるわけです。ですから、雇用対策法は雇用問題を根本的にやつていくと、中で前提条件として解決されなければならぬ問題がたくさんある。そういうものについてもつと誠意ある態度というものを、すでにおそいのでありますけれども、早急にその対策を立ててもらう必要があるのであります。これらの点についての大臣の考え方は一体どうですか。

○有馬政府委員 今回の雇用対策法を立案するにあたりましては、御承知のように昨年の暮れに出ました審議会からの答申を尊重して法案の作成にあたったわけでございますが、昨年暮れの審議会の答申は、この答申にもうたつてありますように、三十四年の答申の目標といひたしておられますいわゆる完全雇用目標の実現を期するという第二号答申を第七号答申は受けて指摘してあるのでござります。したがいまして私どもとしましては、この第二号答申の完全雇用答申をいわば出発点として、今回の第七号答申を受けて雇用対策法を立案した、両方を含めて答申の趣旨を盛りながら対策法を立案した、こういう過程になつております。したがいまして、いろいろと具体的な対策面では不十分なところも御指摘のようあるかと思ひますが、考え方としましては、この二号答申と七号答申両方を受けてこの対策法を立案した、

○吉村委員 この雇用問題の中、当面正確に問題を把握して解決をしていかなければならない問題は数多い。しかも、いま局長の答弁のように、第二号答申の中で幾つかの問題点を指摘しておる。今回の雇用対策法は二号答申を受けた七号答申を基礎にしてやっていくことでございますから、本来ありますならば、あの二号答申の当時に指摘した問題は相当程度改善され、あるいは問題を解消した上でこの雇用対策法といふものが提案をされるというのが本筋であったろうと思うのです。ところがそういう事柄が遺憾ながらそのままになつておつて、そうして雇用対策法といふものが出ておられるということについては、

私はきわめて残念に考へるのでありますけれども、しかしこれは前段の施策として強力に、前向きに実施していく、こういうような考え方のようでありますから、それはそれなりに理解をしていただきたいとうふうに思います。

そこで、この雇用対策の安定、潜在失業問題のほかに、特に解決をしていかなければならぬ問題は、雇用されているとはいうものの、きわめて不安定な状態にある労働者がたくさんおる。こういう事柄をどう把握し、どうこれを安定雇用に持っていくかということが、やはり施策の前段的なものとして考えられなければならぬだらうと思いますので、実はその不安定雇用の代表的なものといつても過言ではないと考えられます国有林の産業労働者、この人たちがいまどういう状態になつているのかということについて、私は林野庁の見解並びに雇用問題を扱つており、これから雇用対策を総合的にやつていくとする労働省の見解、こういうものをお尋ねしていきたいというふうに考へます。

林野庁にお尋ねをしたいのですが、国有林の労働者、林野庁に雇用される労働者の雇用状態といふものはきわめて変則的な状態にあると私は考えます。明らかにしていただきたいことは、現在の林野庁で、林野産業に働いている労働者の身分的な種類といいますか、そういうものはどうなつておつて、どういう状態にこれらの人たちがなつておるのか、ひとつ明らかにしてもらいたいと思ひます。

○田中(重)政府委員 国有林野事業に従事しておられます定員外作業員の雇用状態について申し上げますと、定員外作業員といたしましては、これは雇用区分別に申し上げますと、常用作業員と

いうのがございます。これが昭和四十年の七月現在、月一九月の平均日額は、定期作業員が千四百七十九円、月雇いが九百円、日雇いが七百二十八円ということになつております。これは、それぞれ、この格づけ賃金のほかに支給されるその年の一切

すのは、現在三万三千人、これは年間の雇用の期間が六ヶ月以上ということでございます。それから、申すまでもなく団体交渉できればならないことになりますが、これは申すまでもないことでございますけれども、林業経営の必要とする労働者は主として農家の農閑期における労働力を充てることとして沿革的に続けられてまいつたということをごさいます。そこで、田植えなりあるいは草取りなども、林業経営の必要とする労働者は主として農業と同じく行なわれておるという実態がございまして、そこで、木を植える、あるいは植えた木の下刈りをする、それが季節に支配されるという実態がござります。それから、一方、切って出すとでございますが、この定員外といわれますところの中での定期作業員といふのが、年間六ヶ月とかあるいは四ヶ月とか八ヶ月とかいうことで雇用され得て、いわば常勤の職員と非常に差別的な待遇の中で仕事をしているということになるだろうと思ふのですけれども、一年間を通じて安定雇用にできない理由は一体何なのかということが一つ。それから、一般的に言うて、常勤作業員、いわゆる定員内の人たちに対しても、定期は、その収入状態はどのくらいの割合になつてゐるのかといふこと。もつとこまかく申し上げますと、定期、臨時、あるいはその臨時の中にも月雇いと日雇いというふうにあるらしいですから、これらの労働条件の実情というものを明らかにしてもらいたいと思うのです。

○田中(重)政府委員 あとのほうの御質問の、定員外作業員のうちの、定期、月雇い、日雇い、各作業員の日額を申し上げますと、昭和四十年の四月一九月の平均日額は、定期作業員が千四百七十九円、月雇いが九百円、日雇いが七百二十八円といふことになつております。これは、それぞれ、この格づけ賃金のほかに支給されるその年の一切

の手当を含んだものでございます。

それから、初めの御質問の、定期作業員等をなぞらそなはか月雇い、これが約七千、それから日雇いも賃するわけでございますから、そこでできる形の安定した仕事を持つていく。一方、雇用される人たちが希望するならばその人たちの雇用の安定化も賃するわけでございますから、そこでできる限り仕事の通年化をはかる、それはあわせてまた雇用の安定になるという形で現在改善を進めてい

るわけでございます。また、実態的にも、特に南のほうの地域で、たとえば高知とかあるいは九州の熊本の兩管林局におきます作業の実態等につきましては、年間を通して雇用される作業員が多いという形になつておりますが、北海道あるいは東北地方の積雪地帯においては、その作業の通年化がなお困難な実態にあるということがござります。しかし、いすれにいたしましても、雇用の安定という面から考えましても、また事業の実態から考えましても、できる限り仕事の通年化をはかつて、それに雇用される人たちの雇用の安定をはかつてまいりたいという考え方で進めていくわけでございます。

○吉村委員 その次にもっと具体的に端的にお尋ねしたいのは、定員内の職員と定員外といわれる定期の作業員の賃金の格差というのは一体どのくらいになつていますか。平均でいいです。

○森説明員 定員内と定員外と申しますと、これは職種が非常に違いますので一がいに比較するということは困難なわけでございます。似たような職種で見ますと、作業員のほうが技能給と申しますか職能給といいますかそういう形になつております。片方、定員内のほうは年齢、勤続年数別の賃金になっておりますので、当初初任給のほうでは比較的の作業員が高い。年齢、勤続年数に従つて月給制のほうが高いということになつております。

○吉村委員 もう少し端的に要領よく答弁してもらいたいのです。たくさんの雇用の形態がありまづから一がいには言えないかもしれません、いま私が質問しているのは、いわゆる定員内職員の賃金平均と定員外である定期の作業員の賃金平均との差は一体どのくらいになつているのかといいます。

○森説明員 大体定期の作業員は、これは月当たりに直しますと、基準内外を込めますと、三万四千七十五円でございます。月給制のほうは、ちよつ

&lt;/div

ては、雇用期間中は厚生年金でございますという答弁でございましたから、そうすれば、離職をすればそれは当然に国年ということになるのであります。そういう考え方を得ない。だから、その繰り返しをやつておるというふうに考えざるを得ないのですけれども、そういうふうに言えば、どうも両方に入つておる人がおると思います。このでは、どちらのかわからぬことになるのです。だから、当初の答弁どおりに理解すれば、厚年と国年との繰り返しを年じゅうやつておるということです。

○森説明員 そういうことになります。

○吉村委員 この点はたいへん問題だと思います。私の知る限りでは、厚生年金に加入している人よりも、国民年金加入者のままで、定期作業員として働いている人が相当数ある、こういうふうに私は実情調査の結果把握をしております。この点については、あなたの答弁は厚年と国年の繰り返しということでござりますから、だいぶ私の理解で問題にしなければならぬと思います。いまの答弁のままだいたしましても、実は厚年と国年の繰り返しをずっとしていくような事柄については、たいへんこれは問題が多いと思いますから、近い機会に厚生省当局を呼んで、そういうような適用のしかだが一体妥当性を持つのかどうか、この点についてはそのときに明らかにしておきたい、そう思います。

それから、健康保険の関係につきましては、どういう名前の健康保険ですか。

○森説明員 一般的の健康保険法による健康保険であります。

○吉村委員 一般的の健康保険法によるところの健康保険といふのは一体何ですか。どうもこれは林野庁、ひとつこういうでたらめな雇用をやつていながら、一つもそういうことについて明らかにできないようでは話にならぬと思うのですよ、こんな状態では。先ほどは賃金の問題についても、故意に避けておるのかどうかわからぬけれども、ほ

くは現在の雇用対策法がいま問題になつておることになりますね。それから、四〇%の方々は厚年、國年、厚年、國年という繰り返しをやつておる労働者が、非常に不自然な状態になつていい年、國年、厚年、國年といふものが生まれてこないと思うので、あなたの雇用政策といふものが生まれてこないのですけれども、そういうふうに言えば、どうも両方に入つておる人がおると思います。だから、実はあなた方に来てもらつて事態を明らかにしよう、それがあなた方に来てもらつて事態を明らかにしよう、それがどうも答弁が一つも満足に——わざとしないのかどうかわかりませんけれども、そういう状態では審議が進まないといつてもいいと思うのですよ。ですから、もう少し責任の持てる態度をもつて答弁に当たつてもらわなければいけないというふうに私は思うのです。健保、健保といつても、健保にもたくさん種類があるのです。これはあなたが担当者であるならば、それはこういうものでございまする。この点も、国民健康保険と政府の行政の面に当たつて行なわれる場合に、その仕事の実態からいいます。この点も、国民健康保険に入つて、一体職員の管理、労働管理ができますか。

○吉村委員 政府管掌の健康保険でございます。

○森説明員 先ほどの厚生年金関係でございますが、これは私は五〇%と申し上げましたが、四〇・一%、これが任意包括加入で厚生年金に入つておる。それから、たまに申しましては、健康保険の関係におきましては、六〇%の方が政府管掌の健康保険に入つておる、こういうことでございまして、その方は、退職した場合には国民健康保険のほうに入る、こういうことになるわけであります。

○吉村委員 そうしますと、定期作業員の中で、たとえば長期の所得保障の関係については、先ほどあなたの方の答弁からすると、厚年に入つておる者も國年に入つておる者もある、その割合は厚年に入つている者が四〇%、残り六〇%は国民年金である、六〇%の方々は、繰り返しを

しないでずっと國年で通ってきておる、こういうことになりますね。それから、四〇%の方々は厚年、國年、厚年、國年といふものが生まれてこないと思うので、あなたの雇用政策といふものが生まれてこないのですけれども、そういうふうに言えば、どうも両方に入つておる人がおると思います。だから、実はあなた方に来てもらつて事態を明らかにしよう、それがあなた方に来てもらつて事態を明らかにしよう、それがどうも答弁が一つも満足に——わざとしないのかどうかわかりませんけれども、そういう状態では審議が進まないといつてもいいと思うのですよ。ですから、もう少し責任の持てる態度をもつて答弁に当たつてもらわなければいけないというふうに私は思うのです。健保、健保といつても、健保にもたくさん種類があるのです。これはあなたが担当者であるならば、それはこういうものでございまする。この点も、国民健康保険と政府の行政の面に当たつて行なわれる場合に、その仕事の実態からいいます。この点も、国民健康保険に入つて、一体職員の管理、労働管理ができますか。

○吉村委員 先ほども申し上げましたように、国有林野事業の経営が定員外作業員によつて行なわれる場合に、その仕事の実態からいいます。この点も、国民健康保険に入つて、定期作業員といふ形での雇用が存在する。

そこで、これは現在といたしましては、一定の期間を限つた雇用の状態である限りは、解雇された後におきますその身分関係については、これはやはり一般の社会保障の制度が適用されざるを得ない、こういうふうには考えております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、事業のしかたをできる限り季節性等を克服することによつて通年化して持つてまいりることによつて、それに雇用される作業員の方々の雇用の安定をはかつて、そして社会保障の制度等についても、できる限り改善された形で享受できるようを持つてまいりたい、そういう考え方で努力をしているわけでございます。

○吉村委員 非常に問題がありますが、さうは時間の制約があつて全部を明らかにすることはできないので、機会を改めましてやりたいと思いまどのあるあなたの答弁からすると、厚年に入つておる者も國年に入つておる者もある、その割合は厚年に入つている者が四〇%、残り六〇%は国民年金である、六〇%の方々は、繰り返しを

うことになります。

○田中(重)政府委員 それはただいまも職員部長からお答えを申し上げましたが、定期作業員として雇用された場合に、国家公務員等退職手当法による退職手当の受給資格を満たさないでやめていた場合には、これは失業保険の適用になる。それから、その要件を満たした場合にはいまの退職手当法が適用される、こういうことになります。

○吉村委員 もつと具体的に言いますと、退職手当法の適用というものは、これは退職手当法の立法精神からしますと、このような短期間でやめられるという人にもちろん適用をしてはならないといふ理屈は私ではないと思うのです。しかし、立法の趣旨そのものは、公務員として長期雇用され、法というものは制定をされているというふうに見るのが妥当であろうと思うのです。しかし、その他の仕事に従事をしていた人が退職をされる場合に、生活の安定等をはかるという、そういう长期雇用ということをたてますとしてこの退職手当法といふのを考慮したものではなきません。そのため、この法律の精神からしますと、このような短期間でやめられるという人にもちろん適用をしてはならないといふ理屈は私ではないと思うのです。

○吉村委員 もつと具体的に言いますと、退職手当法の適用というものは、これは退職手当法の立法精神からしますと、このような短期間でやめられるという人にもちろん適用をしてはならないといふ理屈は私ではないと思うのです。しかし、立法の趣旨そのものは、公務員として長期雇用され、法といふのを考慮したものではなきません。そのため、この法律の精神からしますと、このような短期間でやめられるという人にもちろん適用をしてはならないといふ理屈は私ではないと思うのです。

○吉村委員 そうしますと、定期作業員の中で、たとえば長期の所得保障の関係については、先ほどあなたの方の答弁からすると、厚年に入つておる者も國年に入つておる者もある、その割合は厚年に入つている者が四〇%、残り六〇%は国民年金である、六〇%の方々は、繰り返しを

ことになります。

○吉村委員 そうしますと、定期作業員の中で、たとえば長期の所得保障の関係については、先ほどあなたの方の答弁からすると、厚年に入つておる者も國年に入つておる者もある、その割合は厚年に入つている者が四〇%、残り六〇%は国民年金である、六〇%の方々は、繰り返しを

ことになります。

○吉村委員 そうしますと、定期作業員の中で、たとえば長期の所得保障の関係については、先ほどあなたの方の答弁からすると、厚年に入つておる者も國年に入つておる者もある、その割合は厚年に入つている者が四〇%、残り六〇%は国民年金である、六〇%の方々は、繰り返しを

ておるのでありますから、その点は問題はないかと思います。ただ、いま先生のお話しのようには、毎年繰り返して雇用されている、そういう雇用の形態としてはおかしいじゃないかという御意見は、そういう御意見としてあるうかと思います。繰り返しの雇用の形といふものは、やはり一応の考え方としては、結果としてそういう繰り返し雇用というものが行なわれる。雇用契約の面からいいますと、やはりその年における採用の契約があり、そうしてその契約の条件として何ヶ月といふことがあります。

○吉村委員 先ほどの長官の答弁によりますと、定期作業員は強制的に失業保険の被保険者となる。そうすると、保険料は納めることになりますね。保険料は納める、しかし六ヵ月以上過ぎたものについては退職手当法の適用を受ける、こういうことになるわけです。そうすると、失業保険料といふのはかけっぱなしということになりますか。

○田中(重)政府委員 この国家公務員等退職手当法による退職手当を受ける定期作業員がこの失業保険の受給者でもあるわけですから、両方を比較いたしまして額の高いほうで支給するということにはなっておりませんけれども、この退職手当でもあります場合には、これはかけ捨てといふことににはなるかと思います。しかしながら、それは、雇用の開始の時期においては、やはりその失業といふことが担保されているわけでございますから、結果としてはそういうふうになりましても、しかし、保険の契約となつた場合には、やはりそれは被保険者として十分に意義を持つ、こう考えております。

○吉村委員 国家公務員の退職手当法によって、一年未満ぐらいで退職をされる一般の公務員の場合を想定しますと、これは失業保険の適用者ではないのですよ。国家公務員は失業保険の適用者で

はないですよ。その人が退職する場合には、退職手当法によつて同じ退職手当金をもらえることになります。ところが、いまの林野庁の例で言いますと、定期作業員は失業保険の強制適用者として失業保険料を納めるということになります。しかし、六ヵ月以上過ぎると、今度は公務員の退職手当法の規定によつて退職手当の支給を受けることになります。採用当時同じ公務員であつてもそれだけの差ができるということをお認めにならぬでしょうか。なられませんか。

○森説明員 失業保険法の規定に、国家公務員が失業保険よりもよけいの退職金を得られるような公務員については、これは失業保険をかけなくていいということになつておりますので、その面で、定員内の職員についてはこれはかけないといふことになつております。それで、定期作業員につきましては、これは非常勤職員でございますので、その規定の運用におきましては、初めからそういう保障のないものとして失業保険をかけていく。しかし、二十一日の勤務期間が六ヵ月続まれば、これは国家公務員の退職手当を得られるわけでございますから、その時点におきまして失業保険を打ち切る、こういうことになつておるわけでございます。その場合に、先ほどの長官の御説明をききにふえましたと、失業保険のほうは、一年の間に、一日稼働の日が六ヵ月以上あればいいということになつております。その期間、条件整備は退職手当法のほうが高いわけでございまして、失業保険の受給資格はあるけれども、国家公務員の退職手当法の受給資格は得られないという方もあるわけでございます。それで、保険金といふものは受けないということになるわけです。そうでしょう。そうなつた場合には、失業保険料といふものはかけ損、かけっぱなしといふことになるということは、これは自明の理であります。私はそのことをどうこうとは考えてない。そうしない以上は、あなたの方のほうの六ヵ月以内よりも少ない場合には、その失業保険と同等以上のものを払うことになるわけでございますので、普通の六ヵ月、七ヵ月のただ単な退職手当よりも、それに失業保険の分も加えれば、もっと高額のものになる、こういうわけでございます。

○吉村委員 私の言つているのは、長官、冒頭に答弁がありましたように、雇用期間中は、定期作業員といえども国家公務員法の適用を受けるのであります。受けるということを、あなたが説明されました。それから労働関係については、公共企業体等労働関係法によつて、その規制の中にあるとならないのかといえば、それはいまあなたが説明をされましたように、失業保険金よりも上回る退職手当を支給し得る規定がある場合には、失業保険の強制加入としなくともよろしい、こういう条項があるから、公務員の退職手当法といふものは失業保険金よりも上回つているから、したがつて失業保険の対象にしないわけですよ。そうでしょう。だとしますと、一般公務員の場合には、そういうことで失業保険料といふものを支払わないでいいという状態で、そして一年なり二年なりでやめるという場合には退職手当法の適用を受けるといふことになるわけです。ところが林野庁の場合には、どのくらい雇用されるかわからない

といふこともあるのでしょうかれども、いずれにしても失業保険の強制適用者になる。強制適用者である以上は失業保険料を労使とも納めるということになるでしょう。そして、今度やめる場合には、は退職手当法の適用を受けるわけですから、失業保険金といふものは受けないということになるわけです。そうでしょう。そうなつた場合には、失業保険料といふものはかけ損、かけっぱなしといふことになるということは、これは自明の理であります。私はそのことをどうこうとは考えてない。そうしない以上は、あなたの方のほうの六ヵ月以内よりも少ない場合には、その失業保険と同等以上のものを払うことになるわけでございます。それで、

いうために設けられたものでもないし、あるいは失業保険の適用を受けない、退職手当の適用を受けるということは、退職手当法といふものもまた、いまのような状態に適用するために設けられた制度でもない。そのあいのこみみたいなやり方を実際の雇用の面であなた方がやつておる。こういう状態は、何とかの形で解消していくかなければならぬと思うのです。私は、その解消の根本については、一般的公務員の場合には失業保険の強制適用ということにはなつていない。なぜなつていいのかといえば、それはいまあなたが説明をされましたように、失業保険金よりも上回る退職手当を支給し得る規定がある場合には、失業保険の強制加入としなくともよろしい、こういう条例があるから、公務員の退職手当法といふものは失業保険金よりも上回つているから、したがつて失業保険の対象にしないわけですよ。そうでしょう。だとしますと、一般公務員の場合には、そういうことで失業保険料といふものを支払わないでいいという状態で、そして一年なり二年なりでやめるという場合には退職手当法の適用を受けるといふことになるわけです。ところが林野庁の場合には、どのくらい雇用されるかわからないといふこともあるのでしょうかれども、いずれにしても失業保険の強制適用者になる。強制適用者であるところの国有林の労働者がきわめて不自然な社会保険関係の適用、あるいは失業保険の状態、こういうようなことをそのまま放置しておいて、一体正しい意味での雇用対策ができるのかと私は言いたいのです。だからそういう点で私は事柄を明瞭にしたいと思っておるわけです。

そこで、先ほどの賃金の比較の問題をちょっとお尋ねをしたいことと、いま一つは、この定期作業員が作業員として同一人が何ヵ月か雇用され、また離職し、そして退職手当をもらつた、同一人がこういう繰り返しをしているというのは、長い人で一体どのくらいになつておるのですか。

○森説明員 結果的には二十年にも及ぶ方がござりますけれども、三十四年にわれわれが調査いたしました結果によりますと、国有林における定期作業員の方々の平均の勤務年数というものは一・九ヵ月という数字が一応出でております。

も、とにかく同一人が就職した、離職した、そして退職手当をもらつた、それでまた就職した、また退職手当もらつた、こうすることを長い人で二十年と言いましたね、二十年間もそういうことを、国の機関で働いている者が繰り返していると、いう状態を、林野庁はそのまま放任していたといふのは一体どういうわけなのでしょうか。とういう人が、國が雇用する人の中でしかも何万人とおる、こういう状態を放置したまま一体完全雇用を生み出すところの雇用対策が樹立できるのかどうか。大臣がいないからあればれども、安定局長これどう思いますか。何とかしなければならないと考えませんか。

○有馬政府委員 私どもの立場からいたしますならば、通年雇用によつて労働者の職業の安定、地位の向上をはかるというのがこの対策法の目標でございますので、できるだけそいつの雇用形態に改めてもらいたいというふうに考えておるわけでございます。

○吉村委員 いろいろの事情できょうはこの程度にしなければならぬをきわめて遺憾とするのですが、私は林野庁を責めようとするつもりはありません。しかしこういう状態のまま何十年ときた、こなればならない状態に置かれたというところに今まで日本の政治の姿勢がある。これでこの問題に極限して言えば、雇用に対する政府の熱の足りなさがある。労働者をどう考えているかといふ、不自然な姿勢が明瞭に浮かんできてる。だからこれは林野庁だけの問題でなくて政府全体の問題だというふうに理解せざるを得ない。

しかし林野庁としては、その政府の姿勢の中でもういう不自然な状態を、雇用対策法といふものと政府が本氣になって取り組んでいこうというこの機会に解決をするために全力をあげるという以外にないので。そうすることによって初めて罪滅ぼしができると思うのです。私は

しておきます。

○滝井委員 いまの問題とも関連があるのですが、数年前に一応要求してもらったことがあるのですが、政府関係機関並びに各省それから地方自治体における臨時職員の各省別の状況を出してもらいたいと思うのです。前に私が質問したときは、一番長い臨時職員は十五年も臨時にあった例があつたわけです。そこでそういう年限の一一番長い者はどういうところにあるか、それもあわせてひとつ各省、それから政府関係機関、地方自治体、これだけの臨時職員の状況を出してもらいたいと思います。

○田中委員長 次会は、明二十五日午前十時より開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十九分散会

社会労働委員会議録第九号中正誤

同 第三十二号中正誤

ペシ 段行 誤 正  
ハニミ足達謙藏 安達謙藏

二ニ末ニ事務局 医務局

二ニ末ニちやう ちやう  
二四三まとです ことです

同 第十号中正誤

ペシ 段行 誤 正

二ニ末ニ連係 連携

二ニ六しつこく しつこく

三一ニ組まれ くまれ

同 第十一号中正誤

ペシ 段行 誤 正

ハニ末ニ先きほど 先ほど

同 第十二号中正誤

ペシ 段行 誤 正

二ニ三政管建保 政管健保

三二ニ差額 差額

二ニ末ニ必身 心身

三一ニ未六薬と剤費い 薬剤費とい

三ニ元てしく していく

三ニ三問題 問題

三ニ末六遺伝病 遺伝病

三ニ三必配 心配

同 第十三号中正誤

ペシ 段行 誤 正

二ニ三毛過当 適当

二九三六當局 当面

二四二理度 程度

九ニ末ニ中核 誤 正

昭和四十一年五月三十日印刷

昭和四十一年五月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者　大蔵省印刷局